

みせ税理士
の

相続相談手帖 第8話

Q 私の父親（仮名 小田原・85歳）は先代からの不動産を活用して貸家アパートと小売販売業を営んでいます。
相続税の事が気になりますが、なかなか相続税の仕組みが理解できません。
今回の税制改正では、小規模宅地等の特例が拡充、条件緩和がされたと聞きました。
そもそも、**小規模宅地**って何ですか？私にどんなメリットがありますか？

A **小規模宅地の特例ポイント！**

小規模宅地	相続する人	土地の相続税評価	上限面積
自宅の土地	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者 ● 同居・または生計一の親族 (申告期限まで保有、居住) ● 持ち家なしの別居親族 (上記の人がいない場合。申告期限まで保有) 	80%減	240㎡ ↓ 330㎡
商店・会社・工場の土地	<ul style="list-style-type: none"> ● 親族 (申告期限まで保有、事業引き継ぎ) 	80%減	400㎡
アパート・駐車場の土地	<ul style="list-style-type: none"> ● 親族 (申告期限まで保有。事業引き継ぎ) 	50%減	200㎡

同時のフル活用が可能に！

(平成27年から)

小田原さんの場合

自宅の土地評価額 (200㎡) ……5千万円、
小売販売業の土地評価額 (400㎡) ・1億円、
駐車場の土地評価額 (200㎡) ……3千万円 と仮定します。

現行



一番有利な場所を選択して
最大 8,000 万円減額可能

改正後



宅地と事業用の宅地を選択して
最大 1億 2,000 万円減額可能

小規模宅地の減額特例は**相続発生日後にも適用が可能**です。しかし、**生前対策**として小規模宅地の組み合わせや諸条件を**検討**することで、**より確実に最大限の評価減額を受けることができます！**

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

無料相談
受付中